

高知県立消費生活センター
地域見守り情報



第238号

借金のこと、ひとりで悩まず相談してください！ ～多重債務相談～

多重債務に関する相談が後を絶ちません。
借金のことです毎日頭を悩ませるのは大変つらいことです。
ひとりで悩まず、消費生活センターに相談してください。



©KANAGAWA2013

【最近の事例】

- ・社会人の息子が投資のために多数のカードローンで借金をし、返済できなくなっているようだ。どうすればよいか。
- ・娘がヤミ金や消費者金融から借金しているようだ。返済できない場合どこに相談したらいいか教えて欲しい。
- ・クレジットカード申込時からリボ払いの設定だったようで、返済額が膨らみ返済に困っている。どうすればよいか。
- ・クレジットカードのリボ払いで様々な買い物をしたために返済が大変だ。過払い金請求ができるか。
- ・銀行のフリーローンとクレジットカードのキャッシングの残高が700万円程あり、支払いが困難になってきた。

アドバイス

消費生活センターでは、多重債務に関する相談を受け付けています。

◆弁護士による多重債務無料法律相談会の開催

- ・毎月1回（※事前予約が必要です）。1人1回、30分以内。
相談員が事前に聞き取りをします。

◆相談員がお話を伺ったうえで必要に応じて弁護士または司法書士におつなぎします。

- ・相談時間：日曜～金曜、午前9時～午後4時45分

- *借金契約の当事者からご相談ください。早めの相談が肝心です！
- *相談は無料ですので、ぜひお気軽にご相談ください。



◎多重債務で困っても、ヤミ金融には絶対に手を出さないでください。

多重債務無料相談会

正規の貸金業者とは、国（財務局）・都道府県で貸金業登録を受けています。

登録のないヤミ金融の好条件の広告（「即日現金GET!」「低利でご融資」など）や不審な勧誘等には十分に注意してください。

◎困ったときはすぐに消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口（消費者ホットライン「188(いやや)」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）に相談してください。